大阪府多頭飼育対策指針

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課

　　　　　２０２４．３月

目　次

Ⅰ　はじめに　　　　　　　　　　　　　　　　……１

Ⅱ　基本的な考え方（定義）　　　　　　　　　……１

１　多頭飼育問題とは　　　　　　　　　　　……１

２　発生構造　　　　　　　　　　　　　　　……２

３　基本的な対策の考え方　　　　　　　　　……３

Ⅲ　問題解決に向けた対応　　　　　　　　　　……４

１　平常時（予防及び発見）の対応　　　　　……４

２　発見後の対応　　　　　　　　　　　　　……４

３　再発防止　　　　　　　　　　　　　　　……６

Ⅳ　多頭飼育対策事業　　　　　　　　　　　　……７

１　概要　　　　　　　　　　　　　　　　　……７

２　事業スキーム　　　　　　　　　　　　　……７

３　事業対象の条件　　　　　　　　　　　　……８

４　支援内容　　　　　　　　　　　　　　　……８

【別表】

Ⅰ　はじめに

　　本指針は、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」（令和３年３月環境省）を踏まえ、「動物」「周辺環境」「飼い主」に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題（多頭飼育問題）に対し、動物愛護管理部局が関係機関と連携して、その予防と解決に向けて取り組みを進めるための考え方や対策等をとりまとめ、円滑な事業実施を図るものである。

Ⅱ　基本的な考え方（定義）

1　多頭飼育問題とは

多頭飼育問題とは、多数の動物を飼育する中、飼い主自身の管理能力を超えることで、適切な飼育管理ができないことにより、次の３つの影響（１）～（３）のいずれか、もしくは複数が生じている状況のことである。

（１）　動物の状態の悪化

・動物の個体数増加により物理的な過密状態となることから、感染症の蔓延や栄

養不良に陥っている

・物理的な過密状態の発生、不適切な閉じ込めや係留等で行動を制限されること

により、ストレスの増大から無駄に吠えている

・近親交配による先天的な異常をもった動物が生まれるリスクの増大につながる

・社会性もなく、人に馴れていないため、人への攻撃性がある

・適切な健康管理がなされないため、健康状態が悪く、治癒の見込みがない

（２）　周辺の生活環境の悪化

汚物の堆積、悪臭、鳴き声などの騒音、衛生害虫等が発生し、近隣住民の生活環

境や健康状態を脅かす場合がある。

（３）　飼い主の生活状況の悪化

・動物の糞尿処理などができなくなり、衛生害虫や悪臭の発生により飼い主の生活

環境における衛生状態を保つことが困難になる

・感染症の発生により、飼い主及び同居者の健康が損なわれる

・飼育コストの増大に伴い、飼い主の経済状況が逼迫することで、衣食住の状態の

悪化を引き起こす可能性がある

・周辺環境に影響を及ぼすことで、近隣住民との関係に軋轢が生じ、飼い主の孤立

や人間不信に陥る

２　発生構造

多頭飼育問題は、飼い主が動物を拾得、えさやり、譲渡、購入により入手し、適切な繁殖制限措置を施さずに、飼育し続け、その数が増加することにより発生する。この要因には、動物側（動物の高い繁殖能力）と飼い主側（経済的困窮や適切な判断力の欠如）に分けられる。

（１）　動物側の要因

犬、猫などの動物は、高い繁殖能力を有している。

例えば・・・・

雄、雌が混在し、複数の動物を飼育する場合には、不妊去勢手術などの繁殖制限

措置を施さないと、爆発的な頭数増加に繋がる可能性がある。

出典：環境省「捨てず増やさず飼うなら一生」

（２） 飼い主側の要因

動物の個体数の増加を引き起こす飼い主の行動として、無責任なエサやり、放し飼い、不妊去勢手術を実施しないといったことなどであり、その背景には次のような要因がある。

① 経済的困窮

手術費用が負担できずに、不妊去勢手術を実施しないまま飼育を続ける

② 認知症や様々な疾病等の理由により判断力が不足

・動物の繁殖力に関する知識が不足している

・自身が適切に飼育できる動物の数を把握することが難しい

・将来にわたる飼育にかかる費用や労力を把握することが難しい

③ 動物への強い愛着や信念

・繁殖制限措置は自然の摂理に反している

・不妊去勢手術を実施することは、傷つくことになるためかわいそうである

・飼い主のいない動物を保護しなければならない

〈ポイント〉

・個体数の少ない段階で、不妊去勢手術を実施することは、結果的に飼い主の経済的負担を減らすことになる。

・飼い主に不妊去勢手術などの必要性を説明する際は、飼い主の行動がどのような考え方に基づいているものか見極め、飼い主の状況に応じて伝えることが重要。

３　基本的な対策の考え方

多頭飼育問題の予防及び解決するため、次のとおり対策を行うこととする。

（１） 動物の飼育状況の改善

飼い主の飼育管理能力を超えた不適正な多頭飼育状態を解消するため、個体数

の増加抑制及び個体数を減少するための措置が必要。

（２） 周辺の生活環境の改善

多頭飼育に起因する糞等の汚物の堆積、悪臭、鳴き声などの騒音、衛生害虫等の発生による衛生状態が悪化しないための対策が必要。

（３） 飼い主の生活支援

認知症や精神面等の問題などによる判断力の不足をはじめ高齢による飼い主の体力の低下等により適切に飼育管理することができないこと、さらに経済的困窮などから、飼い主が自らの努力によって問題を改善することが非常に難しいため、周囲のサポートが必要。

Ⅲ　問題解決に向けた対応

多頭飼育問題は、「動物」「周辺環境」「飼い主」に大きな影響を与え、殺処分削減の取組みの大きな障壁となることから、動物愛護管理部局は事態が深刻化する前に速やかな対応を行うこととする。

なお、動物愛護管理部局単独では効果的に取り組むことが困難な事案について、社会福祉部局等関係機関と連携して対応する。

１　平常時（予防及び発見）の対応

（１） 普及啓発

飼い主として求められる終生飼養や不妊去勢手術の実施などの責任、多頭飼育問題による影響やリスクなどについて、多数の人が集まるイベントや飼い方教室などを通じて普及啓発を行う。

（２） 多頭飼育届出者への指導

１０頭以上の動物の飼い主（届出者）に対して繁殖制限措置などを確認するとともに、当該措置がとられていない飼い主には、不妊去勢手術の実施などの繁殖制限措置を指導する。

（３） 関係者との情報共有及び協力体制の構築

関係機関と「多頭飼育問題チェック表」【別表】を共有し、多頭飼育問題を探知した場合に備える。

また、多頭飼育問題への対応事例等を共有し、日頃から関係者との協力体制を構築する。

なお、情報共有の際は、個人情報の保護に関する法律第６９条に留意する。

２　発見後の対応

（１） 状況把握及び情報共有

多頭飼育問題を探知した場合、動物の飼育状況、周辺の生活環境、飼い主の状況等を調査する。

**その際、飼い主に生活支援への対応等の必要性があると感じた場合、早期の段階から関係機関と情報共有を行う。**

（２） 対応方針の決定

事案ごとに飼い主へのアプローチ方法など対応方針を決定する。

また、関係機関の関与が必要な事案については、関係機関による連絡会議を開催し、具体的な解決策を検討する。

（３） 飼い主への対応

飼い主に、飼育できる頭数に削減することをはじめ、不妊去勢手術の必要性及び実施すること、飼料の残渣や動物の糞尿の適切な処理などの飼育環境の改善等を指導する。

また、関係機関と連携し、周辺の生活環境の改善などを行う。

（４） 動物の引取り

飼い主からの依頼に応じて、行政において動物を引き取ることや、引取り後は、ボランティア等の協力を得て、譲渡に向けた取組みを行う。

（必要に応じて連携）

動物愛護畜産課

（本庁）

関係部局

（福祉部局等）

相談

助言

動物愛護管理

センター

市町村

（環境衛生部局・福祉部局 等）

福祉関係者

情報共有

飼い主

その他

関係機関・関係者

現地での連携

対応

動物愛護管理部局を中心とした関係機関による多頭飼育問題対応イメージ図

３　再発防止

多頭飼育問題への対応が収束した後、再び飼い主が動物の頭数を増やすなど問題が発

生しないよう、必要に応じた対応を実施する。

（１） 飼い主への対応

動物愛護管理部局は、定期的に、動物の頭数把握や飼育環境を確認し、必要に応

じて指導を行う。

**その際、飼い主に生活支援への対応等の必要性があると感じた場合、関係機関と情報共有を行う。**

（２） 関係機関との情報共有

動物が新たに増えたなど再発の兆しが見受けられる場合、関係機関と情報共有し、

必要な対応を実施する。

Ⅳ　多頭飼育対策事業

１　概要

多頭飼育問題は、「動物」「周辺環境」「飼い主」に大きな影響を与え、殺処分削減の大きな障壁となることから、事態が深刻化する前に速やかに対応する必要がある。

このため、大阪府動物愛護管理センター（※）は、飼い主の状況に応じ、頭数を抑制する不妊去勢手術の実施のほか、飼い主との調整を円滑に進めるための心理士等のカウンセラーやケースワーカーを派遣するなど対策を実施する。

多頭飼育問題が深刻化する前に対応することで、栄養不良や感染症など動物の健

康状態の悪化を防ぎ、鳴き声や悪臭など周辺環境への被害を最小限にとどめることができるため、動物福祉の観点や殺処分の削減につながるものである。

２　事業スキーム

**動物病院**

（不妊去勢手術等実施）



**大阪府動物愛護管理センター（※）**

多頭

飼育者

（10頭以上）

**市町村福祉部局等**

③心理士等のカウンセラーや

ケースワーカーなどの派遣

①不妊去勢手術の調整

②搬送業者の調整

委託

⑤請求・支払

連携

情報共有

委託

**搬送業者**

対象の動物を実施病院へ搬送

※発生地域が政令市中核市の場合も上記スキームを基本とし、当該市の**動物愛護管理部局と役割分担のうえ連携して実施**

３　事業対象の条件

多頭飼育問題を未然に防止するには、飼い主が適正に管理できる頭数まで速やかに削減する必要があるが、飼い主が就労困難や失業などによる経済的な困窮、また心身の健康喪失などによる動物への強い愛着から、繁殖制限措置や行政への所有権放棄ができない場合に、動物の健康状態や周辺環境の悪化など事態の深刻化を防ぐための支援を実施する。

（１） 要件

1. 多頭飼育届を提出していること

（発見時点で未提出の場合であっても新たに届出があれば対象とする）

1. 飼い主の飼育頭数を減らす意思を確認できること

（２） 対象者

直ちに繫殖制限措置などを実施しなければ、動物の健康状態や周辺環境の悪化など事態が深刻化することを大阪府動物愛護管理センター所長が認めた者

４　支援内容

支援内容は以下のとおりである。ただし、予算の範囲内で実施するものとする。

（１）　不妊去勢手術に要する費用

（２）　対象動物を動物病院へ搬送するために要する費用

（３）　飼い主との調整を円滑に行うために必要な心理士等のカウンセラーやケースワーカーなどの派遣に要する費用

（４）　その他